

## 泉佐野市こどもの居場所づくりコーディネーター配置事業業務委託仕様書

1 業務名 令和8年度泉佐野市こどもの居場所づくりコーディネーター配置事業  
業務委託

### 2 業務の目的・内容

本市では、令和2年3月に「いずみさの子ども未来総合計画」を策定し、子どもや子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。また、令和6年1月には「泉佐野市子ども基本条例」を制定し、こどもの権利が最大限尊重され、地域の支え合いのなかで豊かに成長できるよう基本的な理念と考え方を示しています。令和7年3月には本市の子育て支援及び子ども・若者支援を総合的に推進するため、新たに「第2期いずみさの子ども未来総合計画」を策定しました。そのなかに、こどもの居場所づくりについても施策を掲げており、地域や関係機関と連携した居場所づくりを進めるとともに、支援が必要にも関わらず孤独・孤立状態となっている子ども・若者や家庭の早期発見に繋がるよう多様なニーズに合わせた居場所をつくる必要があります。

そこで、「こどもの居場所づくりコーディネーター」を設置することで居場所の運営団体の孤立化を防ぎ、持続的な活動に繋げるとともに、新規立ち上げを検討している団体への支援を行うことで、泉佐野市内各地に安定的な居場所を確保することを目的とします。

#### 【こどもの居場所とは】

こどもが気軽に立ち寄り、安心して過ごすことができる次の要件を満たすもの。

- ・ 泉佐野市内で実施すること。
- ・ 主な利用者が市内在住のこども及び地域住民であること。
- ・ 無料又は安価な食事の提供、学習の支援、参加者同士がコミュニケーションを図る場づくり等、こどもの居場所づくりに資する取組を1つ以上行うこと。
- ・ 宗教活動若しくは政治活動又は営利を目的としないこと。
- ・ 原則として、毎月1回以上又は年12回以上実施し、かつ、1回当たりの開催時間を2時間以上とすること。
- ・ 開設時においては、常駐できる責任者を配置するとともに、責任者とは別に、活動の補助等ができるスタッフを適宜配置すること。
- ・ こどもを1回当たり5人以上受け入れられる規模で開催すること。

### 3 履行期間

令和8年6月下旬（契約日）から令和9年3月31日まで

### 4 場所

泉佐野市内

## 5 委託業務

### (1) コーディネート業務

次に掲げる要件を満たすなど、地域の実情に応じたコーディネートができる者(こどもの居場所づくりコーディネーター)を1名以上配置し、下記①～⑥の業務を行うこと。

#### 【コーディネーターの要件】

- ・ こどもの居場所に対して熱意及び深い知見を有する者
- ・ こどもや若者の支援に関わる活動を継続的に実施している者
- ・ 地域の実情に精通し、関係機関等との連携や信頼関係構築を適切かつ円滑に行うことができる者

#### ① 居場所に関する地域資源の把握

- ・ 居場所づくりに関する潜在的な地域資源(居場所づくりに活かせる施設、活動、居場所運営希望者、ボランティア人材など)の把握を行う。

#### ② 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成

- ・ 市内で活動している居場所において、どのような取組を行っているかの調査を行い、好事例の展開を行うなど、各居場所を繋ぐ支援を行う。
- ・ ネットワーク形成にあたっては、各居場所が市内各地で安心して運営ができるよう、既存の関連ネットワーク等とも連携を図ること。
- ・ 各居場所において支援が必要な子どもや保護者を発見した際に、スムーズな対応と継続した支援ができるよう、居場所と関係機関等との連絡体制構築を図ること。
- ・ 居場所同士の情報交換や支援ニーズの把握を行うため、関係機関等も含めた交流会を開催する。(年1回以上実施すること)

#### ③ 居場所の運営や人材育成等の組織経営のサポート

- ・ 居場所の開設・運営に関する相談に随時対応する。
- ・ 相談者に対して必要な情報提供を行い、様々な地域資源(居場所づくりに活かせる施設、活動、居場所運営希望者、ボランティア人材など)とのマッチングを図る。
- ・ 居場所に対する物資や食材などの寄附の受け入れ、分配を行う。
- ・ 居場所づくりを担う人材の養成を目的として、居場所に関わっている方や、これから居場所に関わっていきたいと考えている方向けの講座・研修を実施し、居場所に関するノウハウの提供を行う。(年1回以上程度実施すること)  
(例)こどもとの遊び方、食事提供に係る衛生管理、他市居場所運営者の講話など
- ・ その他、地域の居場所活動が活発に行われるような支援を検討・実施する。なお、支援にあたり、地域の居場所の主体的・自主的な運営が損なわれることのないよう留意すること。

#### ④ 居場所の立ち上げ支援

- ・ 居場所に関わる方へ様々な補助金を周知するとともに、手続きのサポートを行うこと。
- ・ 居場所の開設・運営に関するマニュアルを作成する。

#### ⑤ 居場所に関するこども・若者のニーズ把握、居場所とのマッチング

- ・ 居場所を求めているこども・若者とその保護者の相談に随時対応し、相談者の特性や居住地から適当と思われる居場所とのマッチングを行う。

#### ⑥ その他、地域の居場所づくりの推進に必要な業務

### (2) 広報啓発業務

コーディネート業務と連動し、地域におけるこどもの居場所に関する情報発信やこどもの居場所への認知・理解促進等を図るための広報啓発、様々な地域資源(居場所づくりに活かせる施設、活動、居場所運営希望者、ボランティア人材など)に対してこどもの居場所に関する取組を促し、居場所に関する地域の理解を深め、こども・若者が自身のニーズに適した居場所にアクセスしやすい環境を整備すること。

#### ① 居場所の情報発信

- ・ 多様なこどもの居場所に関する情報をまとめ、地域全体として地域のどこに、どんな種類の場があるかを把握し、Web サイト・SNS・チラシなどで発信する。なお、対象年齢や施設の特徴、その場の様子や過ごし方など、こども・若者にとってイメージできるような情報を掲載し、こども・若者が「行きたい」と思うような工夫を行うこと。
- ・ 居場所の新規立ち上げ情報や運営内容の変更、イベントの開催・実施報告など最新の情報発信ができるよう体制を整えること。

#### ② 地域住民への啓発

- ・ 地域の理解促進を図るための取組を行う。

#### ③ その他、居場所の広報啓発に必要な業務

### 6 業務実施体制

- (1) こどもの居場所づくりコーディネーターを、常勤換算で週3日(24時間)以上配置すること。
- (2) 本業務に支障が生じないよう、その他適切な人員を配置すること。

### 7 実施報告

- (1) 契約締結後2週間以内に、年間事業実施計画書を提出すること。
- (2) 泉佐野市こども食堂ネットワーク事業報告書を月ごとにとりまとめ、市へ提出すること。
- (3) 履行期間後2週間以内に、年間事業実施報告書を提出すること。

### 8 委託料の支払い

- (1) 原則として受注者は、業務完了後の検査に合格したときに委託料の請求をすること

ができる。発注者は、この請求を受けた日から30日以内に委託料を支払う。

- (2) ただし、受注者は、原材料の購入や運営体制の確保を円滑に行うための経費として、契約締結後に1回に限って契約額の2分の1を超えない範囲で発注者に対して委託料の前払いを請求できるものとし、発注者は、この請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
- (3) 前払いを行った場合において、受注者は業務完了後検査に合格したときに、委託料の総額から既に受領した前払金の額を差し引いた金額を発注者に請求し、発注者は、この請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

## 9 個人情報保護

受託者は、委託業務の処理に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及個人情報の取り扱いに関する特記仕様書を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## 10 留意事項

- (1) 業務の履行にあたって、労働基準法その他関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の履行にあたって再委託を行う際は、あらかじめ市と協議の上、承認を得ること。市が許可した再委託先についても守秘義務を遵守する契約を締結し、受託者の責任において管理・監督を行うこと。
- (3) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受注者が負担するものとする。
- (4) 受託者及び業務従事者が、業務の実施につき委託者又は第三者に及ぼした損害（天変地異及びその他受託者の責に期することのできない事由によるものを除く）については、受託者がその責を負う。
- (5) 本業務の履行の過程に生じた成果物の著作権その他の知的財産権は、発注者に帰属するものとする。
- (6) 受託者は本契約終了時(契約解除により契約が終了した場合を含む)、本業務を他の者に引き継ぐ必要がある場合は、本契約期間中に引継期間を設け、次期受託者が円滑に業務を行えるよう十分な引継ぎを行うこと。
- (7) 業務の履行にあたっては、事前に発注者と協議を行うほか、発注者が必要と判断した場合は、随時協議を行うものとする。
- (8) 本書に定めのない事項又は定める事項で疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

以上